

令和5年 第2回

上益城広域連合議会

定例会会議録

令和5年8月29日

上益城広域連合

令和5年第2回上益城広域連合議会定例会会議録

1. 令和5年8月29日午前10時0分招集
2. 令和5年8月29日午前10時0分開会
3. 令和5年8月29日午前11時42分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提案理由の説明
日程第 4 議案第13号 令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

7. 出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 森田 優二 君 | 2番 中山 忍 君 |
| 3番 森田 義雄 君 | 4番 増岡 司 君 |
| 5番 中川 公則 君 | 6番 野田 祐士 君 |
| 7番 宮本 修治 君 | 8番 荒田 博 君 |
| 9番 藤澤 和生 君 | 10番 藤原 秀幸 君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 諸賀 彩夏

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（10名）

代表副広域連合長	奥名 克美 君	副広域連合長	西村 博則 君
副広域連合長	藤木 正幸 君	副広域連合長	梅田 穰 君
会計管理者	増永 貴士 君		
事務局長	下田 雅文 君	総務係長	西田 法生 君
福祉係長	田中 友樹 君	施設整備係長	田上 和広 君

開会・開議 午前10時0分

○議長（宮本 修治君） 皆さん おはようございます。

只今の出席議員数は、10名です。定足数に達しますので、これより、令和5年第2回上益城広域連合議会定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。

直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本 修治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、1番 森田議員、6番 野田議員を指名します。

※日程第2 会期の決定

○議長（宮本 修治君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（宮本 修治君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

※日程第3 提案理由の説明

○議長（宮本 修治君） 日程第3「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○代表副連合長（奥名 克美君） 議長

○議長（宮本 修治君） 奥名代表副連合長

○代表副連合長（奥名 克美君） 皆さん、改めましておはようございます。

はじめに荒木広域連合長でございますけれども、体調不良により当分の間、入院加療が必要との判断から、地方自治法第152条第1項及び、上益城広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則により、8月16日付けで代表副広域連合長の私奥名が広域連合長の職務を今月末までではございますけれども、代理をすることとなっております。

なお、9月からは西村副連合長が連合長職務代理者となりますので、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

本日は令和5年第2回上益城広域連合議会定例会を招集いたしましたところ。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り重ねて厚く御礼を申し上げます。

連日猛暑が続いておりますが、一方で各地に大雨による災害が発生しております。去る7月3日に線状降水帯の発生で県央で記録的な大雨となり、管内では益城町を筆頭に山都町、甲佐町に河川の氾濫や道路、橋の崩落、土砂崩れなどにより、住宅や農地、農作物に甚大な被害が発生しております。被災されました皆様に対しましては、これよりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところでございます。

さて、私事ではありますが、今月末をお持ちまして甲佐町長の職を退任することといたしました。併せて、副広域連合長の職務を辞することになります。4期16年の間、皆様方のご支援とご協力により、上益城広域連合の行政を滞りなく進めることができたかと思っております。

今後は一町民として上益城郡の発展を見守り、皆様方のご活躍を陰ながら応援させていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、前回6月議会からの広域連合の主な事業について、まずご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保健、医療、福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗をしているところでございます。介護認定審査会は6月から7月までの2ヶ月間で20回開催をし、827軒の認定を行っております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、介護認定の有効期間の延長を現在も引き続き行っておりますが、こちらについては141件が対象となっております。

なお、障害者総合支援審査事業に関しましては、おおよそ、ひと月に一回の審査会を実施しているところでありまして、同じく6月から7月までの2ヶ月間で2回開催をし、15件の判定を行っております。

次に一般廃棄物処理施設整備事業についてでございますけれども令和5年4月現在、用地の取得が面積ベースで97.8%という状況となっております。

また、民間事業者による新たな廃棄物処理施設の整備につきましては、昨年5月に石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により設立をされました。株式会社シムファイブスが主体となって環境アセスメントを進めているところでございます。この環境アセスメントの進捗状況につきましては、今月2日に御船町の七滝中央小学校、それから7日の日には御船町カルチャーセンター、そして10日には益城町交流情報センターミナテラス、それぞれにおいて株式会社シムファイブスによる環境影響評価法定書の説明会が開催をされたところでございます。

この環境アセスメントは、地域住民の皆様様の様々な意見をお聞きし、環境面だけでなく地元住民や地域の地域にとっても、より良い施設整備になるよう、熊本県の条例に沿って進められることとなっております。そしてこの環境アセスメントは令和7年度まで予定されておりますので、その期間広域連合といたしましても、造成工事や土地の貸し付けなどに関する協議を進めていながら、上益城5町の一般廃棄物処理委託に関する調整・支援を引き続き行ってまいります。

今後とも民間事業者による新たな廃棄物処理施設整備の早期実現に向け、5町と共に取り組んでまいりますので、議員の皆さま方の引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、次に本日提出致しております議案1件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。決算の概要につきましては、歳入が117,749,393円、歳出が98,741,239円でございます。歳入歳出差引額は、19,008,154円となっております。

詳細につきましては、議案審議の中で事務局がご説明を申し上げますので、ご審議をいただ

き、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上をもちまして。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 修治君） これで、提案理由の説明を終わります。

※日程第4 議案第13号 令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定 について

○議長（宮本 修治君） 日程第4、議案第13号「令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（宮本 修治君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号 「令和4年度 上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度上益城広域連合 一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付け議会の認定に付する。令和5年8月29日提出 上益城広域連合長職務代理者代表副広域連合長名でございます。

お手元の資料別冊にございます。令和4年度一般会計歳入歳出決算書の1ページ目をお開き願います。まず歳入についてでございます。この表の一番下歳入合計欄をご覧ください。

予算現額 117,551,000 円に対しまして、調定額・収入済額は、117,749,393 円で不納欠損額・収入未済額は0円、予算現額と収入済額の比較は、198,393 円の増でございます。

次に2ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。こちら、この表の一番下、歳出の合計欄をご覧ください。

予算現額が 117,551,000 円に対しまして、支出済額は、98,741,239 円です。翌年度繰越額は、5,111,000 円でございます。不用額が 13,698,761 円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は 18,809,761 円でございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。

1ページの歳入合計から2ページの歳出合計を引きました、歳入歳出差引残額は 19,008,154 円となります。このうち、地方自治法第233条の2及び上益城広域連合財政調整基金条例による、基金繰入額が、11,897,154 円でございます。令和5年8月29日提出 上益城広域連合長職務代理者代表副連合長名でございます。

詳細につきましては、次ページの事項別明細書の方で、ご説明申し上げます。

それでは、4ページをお願い致します。

まず、歳入でございます。1款・分担金及び負担金 1項・1目・1節 町負担金でございます。予算現額 112,526,000 円、調定額・収入済額は 112,688,261 円、不納欠損額、収入未済額は0円でございます。

こちらは各町の負担金の内訳を備考欄の方にお示しをしております。予算現額と収入済額と

比較いたしまして、162,261円増えております。こちらにつきましては、当初予算は関係町からの負担金の他に甲佐町と山都町から行政不服審査会への諮問が1件ずつございました。その審査会にかかります費用については、当該町が負担することになっておりますので、その分が増額となっております。

次に、3款・県支出金 1項・1目・1節の介護保険認定審査会県委託金でございます。予算現額7,000円、調定額・収入済額は37,000円で、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。

こちらは、生活保護法に基づきます要介護認定審査会県委託金で、1件につき3,700円で当初予算の時には2件分を見込んでおりましたが、実際の実績は10件ございましたので、37,000円の10件分となっております。

次に4款・財産収入 1項・1目・1節 利子及び配当金。 予算現額3,000円、調定額・収入済額は684円、不納欠損額・収入未済額0円でございます。こちらは財政調整基金の利子でございます。

次に、5款・繰入金 1項・1目・1節 財政調整基金繰入金。予算現額3,000,000円、調定額・収入済額とも3,000,000円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。こちらは財政調整基金の繰入金でございます。

6款・繰越金 1項・1目・1節 前年度繰越金。予算現額2,000,000円、調定額・収入済額ともに2,000,000円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。こちらは前年度の繰越金でございます。

7款・諸収入 1項・1目・1節 預金利子 予算現額1,000円、調定額・収入済額は733円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。普通預金の利子でございます。

次に、5ページ目をお願いいたします。

2項・1目・1節 雑入でございます。予算現額14,000円、調定額・収入済額は22,715円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。雇用保険料の払戻金等でございます。

一番下でございますが、歳入合計、予算現額117,551,000円、調定額・収入済額は117,749,393円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。

次に6ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款・議会費 1項・1目 議会費 予算現額1,506,000円、支出済額1,197,833円で、不用額308,167円でございます。不用額の主なものといたしましては、8節 旅費（特別旅費）費用弁償等でございますが146,413円、13節 使用料及び賃借料につきまして、議員研修時のバス借り上げ料133,180円が主なものでございます。

次に、2款・総務費 1項・1目 一般管理費 予算現額55,757,000円、支出済額51,892,966円、不用額が3,864,034円でございます。

不用額の主なものといたしましては、10節 需用費の283,260円の不用額は、印刷製本費が低く抑えられたためでございます。

次に7ページをお願いいたします。13節 使用料及び賃借料の474,486円につきましては、

例規システムの更新等の使用料が発生しなかったためでございます。こちらは、令和4年度末に完成したために、使用料が発生しなかったのが、原因となっております。次 18 節 負担金 2,456,480 円は、派遣職員の人件費によるものです。こちらは、予算編成時に新規派遣職員が未定であるために給与等の確認ができません。職級の上位給与で予算化しているための不用額が生じている状況でございます。

次に、2 目 調査研究費 予算現額 11,000 円、支出済額は、費用が発生する業務がなかったため 0 円、不用額 11,000 円でございます。

次に 3 目 情報公開等審査会費 予算現額 552,000 円、支出済額 173,173 円、不用額 378,827 円でございます。主な不用額といたしまして、1 節 報酬 315,000 円と 8 節 旅費 63,739 円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染防止対策に伴います合同会議の中止、審査会の回数が減となったことによります不用額となっております。

次に、2 項・1 目 選挙管理委員会費 予算現額 248,000 円、支出済額 173,000 円で、不用額 75,000 円でございます。

次に、3 目 監査委員費 予算現額 311,000 円、支出済額 256,740 円で、不用額 54,260 円でございます。

次に、3 款・民生費 1 項・1 目 介護保険費 予算現額 23,945,000 円、支出済額 18,259,512 円、不用額の 5,685,488 円でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

不用額の主なものといたしまして、1 節 報酬 3,509,768 円、8 節 旅費 968,345 円、10 節 需用費 591,201 円、11 節 役務費 554,358 円の不用額でございます。これらは、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定審査会の臨時的な取り扱いによります期間延長による審査会の件数が減少しております。審査会の開催数の減に伴ったことによります用紙・印刷機器の使用料等の減、郵送料の減となったことが主な原因となっております。

次に、1 項・2 目 障害者福祉費 予算現額 1,861,000 円、支出済額 1,709,881 円 不用額 151,119 円でございます。こちらは、審査会時の委員欠席によります、1 節 報酬と 8 節 旅費が主なものでございます。

次に、4 款・衛生費 1 項・1 目 環境衛生費 予算現額 8,494,000 円、支出済額 1,100,678 円で、明許繰越額 5,110,000 円で不用額は 2,282,322 円でございます。

不用額の主なものといたしましては、8 節 旅費 944,248 円、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察研修が実施できなかったためと、旅費を活用するような遠方への用地交渉が無かったためでございます。12 節 委託料 771,288 円の不用額につきましては、事業用地にバリケード等設置する計画でございましたが、持ち運び可能な簡易的なものに切り替え消耗品で対応することにしたことから、支出額を低く抑えられたため業務委託が発生しなかったためでございます。

次に 9 ページをお願いいたします。13 節 使用料及び賃借料 394,130 円は、こちらにつきましては、先進地視察研修の中止によるバス借り上げ料が不用になったためでございます。

5 款・公債費 1 項・1 目 元金 予算現額 23,031,000 円。支出済額 22,963,798 円で不用

額は 67,202 円でございます。22 節 補償費、利子及び割引料、起債償還金の元金でございます。

次に、1 項・2 目 利子 予算現額 1,535,000 円。支出済額 1,013,658 円で不用額は 521,342 円でございます。22 節 補償金、利子及び割引料起債償還金の利子でございます。

次に、6 款・予備費 1 項・1 目 予備費 予算現額 300,000 円。支出はありませんでしたので、不用額は 300,000 円でございます。

歳出合計が、予算現額 117,551,000 円、支出済額 98,741,239 円。翌年度繰越額、明許繰越費でございます 5,111,000 円。不用額 13,698,761 円でございます。

次に、10 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。1 の歳入総額は、117,749,393 円です。2 の歳出総額は、98,741,239 円でございます。3 の歳入歳出差引額は、190,089,154 円でございます。4 の翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額 5,111,000 円でございます。5 の実質収支額は 13,897,154 円でございます。6 の実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定によります基金繰入額は、11,897,154 円でございます。5 と 6 の差額によります 2,000,000 万円につきましては今年度予算への繰越額となっております。

次に 11 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、「公有財産」でございますが、一般廃棄物施設整備事業の事業用地でございます。土地につきまして前年度末の現在高は、74,384.41 m²。決算年度中の増減高は、0 円。0 m²で増減はございませんでした。決算年度末の現在高は、74,384.41 m²でございます。

2、「物品」でございます、軽自動車が 1 台、複写機が 1 台、OCR スキャナが 1 台でございます。決算年度中の増減はございませんでした。

3、基金についてでございますが、次のページ、別添の A 4 の横用紙の一枚紙の方「令和 4 年度財政調整基金の管理処分状況調書」により、ご説明を申し上げます。

調書をご覧ください。調書の左から基金の名称といたしまして、財政調整基金。前年度末の状況といたしまして、34,310,893 円でございます。決算年度中の増減高が 9,895,971 円と基金の利子の 684 円。あわせまして 9,896,655 円でございます。処分といたしまして、処分の内容が一般会計への繰入でございます。こちらの繰入が 3,000,000 円でございます。令和 4 年度末の残高決算年度末の残高でございますが、41,207,548 円となります。管理の状況といたしまして、熊本銀行に 4 口 19,404,180 円。肥後銀行に 4 口 21,803,364 円を一年満期の定期預金といたしております。

歳入歳出の決算についての説明は以上でございます。また、その他の資料といたしまして、令和 4 年度の主要な施策の成果説明書を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 説明が終わりました。ここで、戸塚誠司代表監査委員に令和 4 年度の決算審査の報告を求めます。

○代表監査委員（戸塚 誠司君） 議長

○議長（宮本 修治君） 戸塚誠司代表監査委員

○代表監査委員（戸塚 誠司君）おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。

令和4年度の決算審査の結果をご報告申し上げます。令和5年7月11日付け上広連第149号で上益城広域連合長から提出されました、令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出の決算及び基金の管理・処分状況の審査書類につきまして、7月24日に、藤原監査委員と、当連合会議室におきまして審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

一般会計歳入歳出の決算について、事務局長をはじめ担当職員に説明を求めて、事務局所管の、歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合しました結果、計数に誤りはなく、財政状況を適正に表示されていると認めました。

また、基金の管理状況につきましても、関係帳簿及び定期預金の証書等について照らし合わせました結果、いずれも符合しましたので、適正であるということを確認いたしました。

なお、審査結果の詳細につきましては、書面にて意見書を提出しておりますので、ご高覧頂ければと思います。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（宮本 修治君）戸塚誠司代表監査委員の報告が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第13号「令和4年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[（賛成者起立）]

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり認定されました。

皆様方の協力により、本日提案をされました議案の審議は終了しました。

冒頭の提案の理由の説明でお話がありましたとおり代表副連合長であります甲佐町の奥名町長が今月末をもって退任されます。4期16年の長きに渡り、大変お疲れさまでした。今後のご活躍も期待しております。

これをもちまして、令和5年第2回上益城広域連合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

（8月29日 午前10時33分 閉会）